

防府市人権推進指針

～「市民一人ひとりの人権が尊重された
心豊かなぬくもりのある地域社会」をめざして～

(素案)

令和 8 年 3 月
防 府 市

目 次

1	指針策定の背景	1
	（1）国際連合の取組	
	（2）国・県の動向	
	（3）本市の取組	
2	指針策定にあたって	5
	（1）指針策定の趣旨	
	（2）指針の性格	
3	指針の基本理念・キーワード	6
	（1）基本理念	
	（2）キーワード	
4	施策の推進	7
	（1）人権を尊重した行政の推進	
	（2）人権教育の推進	
	（3）人権啓発の推進	
	（4）相談・支援体制の充実	
5	推進体制	9
	（1）市の推進体制	
	（2）民間団体、企業、行政の連携・協力	
本編資料「分野別施策の推進」		8
○	男女共同参画に関する問題	9
○	こどもの問題	11
○	高齢者問題	13
○	障害のある人の問題	14
○	部落差別（同和問題）	15
○	外国人問題	16
○	犯罪被害者と家族の問題	17
○	罪や非行を犯した人の問題	18
○	環境問題	19
○	インターネットにおける問題	20
○	感染症等患者の問題	21
○	プライバシーの保護	22
○	拉致問題	22
○	インフォームド・コンセントの推進	23
○	ハンセン病問題	23
○	性の多様性の問題	24
○	その他の人権問題	
	・ ストーカー等に関する問題	25
	・ フリーターなど非正規雇用に関する問題	25
	・ 自己決定権に関する問題	25
〈参考〉	SDGs：持続可能な開発目標	26